

プレスリリース

平成15年11月12日
農 林 水 産 省

「原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について」
の公表等について

本年8月に公表された食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」に基づき、**別添1**のとおり、「原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について」（「**品目群リスト**」）を作成いたしましたので、公表します。

あわせて、**別添2**のとおり、「品目群リスト」に関して、全国9ヶ所で開催する予定の「**公開ヒアリング**」において意見を述べることを希望する方を募集するとともに、書面による御意見も募集いたします。

原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について

平成15年11月12日

農林水産省消費・安全局表示・規格課
(食品の表示に関する共同会議事務局)

1. 共同会議報告書に示された品目選定要件及び選定方法

(2) 義務表示対象品目の選定要件及び選定方法

義務表示対象品目の選定については、1で示した目的に照らして、以下の要件を満たす商品について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべきである。

原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

の要件については、具体的には、加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること、原料の原産地によって価格等に違いが見られ、商品の差別化がされていること、原料の調達先が海外も含め多様であること等の要素を加味しながら、の要件に該当すると考えられる品目を選定し、当該品目について、原料の使用実態等に基づく表示実行上の問題点や消費者の関心等を加味しながら精査し、義務表示対象品目を決定すべきである。

共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」(抜粋)

2. 義務表示対象となる加工食品の考え方

(1) 原料原産地表示を義務づけるべき加工食品は、共同会議における議論を踏まえ、報告書に示された義務表示対象品目の選定要件の を満たすと考えられる加工食品とし、別紙1に対象と考えられる品目群を示した。

具体的には、報告書に従い、

加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること

・・・加工食品としての性質を決定づける主な加工工程に着目し、主な加工工程が1工程程度に限られるものとした。ただし、当該加工工程に

加えて、農畜水産物原料の保存性、取扱い、外見等を向上させる目的で行われる調製（水洗、整形、塩漬、ブランチング、冷凍等）を行ったものも含めることとした。

原産地によって商品の差別化がされていること

・・・原料に使用した農畜水産物について、原産国の違いによって価格差が見られない品目は除外することとした。

原料の調達先が海外も含め多様であること

・・・当該品目の代表的な商品の原料の調達先が主として国内又は海外のいずれかに限られる品目については除外した。

(2) 加工の程度から(1)の品目群には分類されないものの、「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に反映されると一般的に認識されている」可能性がある別紙2に示す品目については、意見提出や公開ヒアリング等の場を通じて、その表示のあり方について検討することとした。

(3) これらの義務表示対象品目のうち、の要件である「製品の原材料に占める主原料である単一の農畜水産物の重量が50%以上である商品」について、原料原産地表示を義務づけることとする。

(4) 原料原産地表示に関して、既にJAS法に基づく個別品質表示基準が存在する別紙3に示す品目については、引き続き原料原産地表示を義務づける品目とする。

(別紙 1)

- 1 . 乾燥野菜、乾燥きのこ類、乾燥果実、乾燥食肉、乾燥魚介類、乾燥海藻類その他乾燥した農畜水産物
- 2 . 塩蔵野菜、塩蔵魚介類、塩蔵海藻類その他塩蔵した農畜水産物
- 3 . 調味液と混合した野菜、調味液と混合した食肉、調味液と混合した魚介類その他調味液と混合した農畜水産物
- 4 . カット野菜、カット果実、合挽肉、その他混合した農畜水産物 (生鮮食品品質表示基準に該当しないものに限る)

保存性、取扱い、外見等を向上させる目的で行われる調製(水洗、整形、塩漬、冷凍、ブランチング等)を行ったものを含む。

(参考資料)

別紙 1 に示した品目群に該当すると考えられる主な品目を以下に例示する。
なお、適用する範囲は一般消費者に直接販売される製品であって、単一の原料の使用割合が 50 % 以上である製品とする。また、下記に示した工程は主な工程であって、当該工程の前後に行う水洗や整形、塩漬や冷凍、ブランチング等の調製を行った製品は含むこととする。

1 . 乾燥した農畜水産物：原料の農畜水産物を干したり、乾燥することが主な工程である加工食品であって、調理したものや細刻したものは除く。

・・・かんぴょう、切干大根、干し柿、ほっけの開き干し、しらす干し、いわし煮干し等

2 . 塩蔵した農畜水産物：原料の農畜水産物を塩蔵することが主な工程である加工食品であって、調理したものは除く。

・・・塩漬きのこ、塩さけ、塩さんま、塩いくら、塩うに、うみぶどう等

3 . 調味液を混合した農畜水産物：原料の農畜水産物に調味液をかけたもの又は調味液につけたものであって、調理したものを除く。

・・・味付け牛カルビ肉、豚肉みそ漬、さわら粕漬等

4 . 混合した農畜水産物：複数の種類の生鮮食品を混合した食品であって、生鮮食品品質表示基準に該当しない製品とする。また、調理したものを除く。

・・・カット野菜ミックス、カット果実ミックス、合挽肉等
〔 刺身盛り合わせについては、共同会議の報告書に基づき、指針等による対応を検討することとする。 〕

(別紙 2)

- 1 . 豆腐
- 2 . 納豆
- 3 . あん
- 4 . 緑茶
- 5 . 緑茶飲料
- 6 . 果実飲料
- 7 . 野菜飲料
- 8 . もち
- 9 . こんにゃく

(別紙 3)

- 1 . 農産物漬物
- 2 . 野菜冷凍食品
- 3 . 塩干魚類 (あじ・さば)
- 4 . 塩蔵魚類 (さば)
- 5 . 塩蔵わかめ
- 6 . 乾燥わかめ
- 7 . うなぎ加工品
- 8 . かつお削りぶし

公開ヒアリングにおける意見陳述者の募集等について

8月に公表された食品の表示に関する共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」に示された手順に従い、下記のとおり、東京及び地方（8ヶ所）において、「品目群リスト」に関する公開ヒアリングを開催しますので、お知らせいたします。

なお、今回公表された「品目群リスト」（別添1）についての意見を表明するには、以下の2つの方法があります。いずれの場合についても、下記の申込み要領をよくお読みの上、お申し込み下さい。

方法 公開ヒアリングに出席し、公開の場で意見を述べる

方法 公開ヒアリングには出席せず、意見を書面で提出する

記

方法 公開ヒアリングでに出席し、公開の場で意見を述べる場合

- 1 公開ヒアリングの開催日時・場所等
別紙の「開催地リスト」を御覧下さい。

- 2 申込み要領

- (1) 申込み方法

別添の申込み様式に必要事項を御記入の上、陳述する意見の要旨を添えて、FAX又は郵送によりお申し込み下さい。

御希望の会場により、申込みの宛先及び申込み期限が異なります。詳しくは、別紙の「開催地リスト」を御覧下さい。

様式1枚目の冒頭の『「公開ヒアリング」における意見陳述を希望する』の欄に必ずチェックしてください。この欄にチェックがない場合は、公開ヒアリングには出席せず、意見の書面による提出のみを御希望するものとして取り扱わせて頂きます。

(2) 注意事項

意見陳述は、お一人様、又は1つの団体・企業等につき、1回に限らせていただきます。(複数の会場での意見陳述はできません。)

意見陳述を希望される場合は、別添の申込み様式に意見の要旨を記入したものを、必ず添付して下さい。(意見陳述を希望する場合、意見の要旨の書面による提出を省略することはできません。)また、陳述する意見の内容は、提出した意見の要旨の範囲を超えないものとします。

意見の要旨は、A4版1枚程度までとします。ただし、必要に応じ、参考資料等を添付して頂いても結構です。

意見の要旨は、邦文で提出して下さい。

提出頂いた意見の要旨及び参考資料等は、公開ヒアリングの場で配布するほか、HP等で公表させていただきます。

電話による申込みは受け付けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(3) 意見陳述者の調整等について

時間の都合上、意見陳述者は一定数に限らせて頂きます。また、同一の業界に属する企業等から同様の意見陳述希望が多数ある場合や、同一の日に希望が集中した場合には、必要に応じ、事務局において調整を行うことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

公開ヒアリング当日の意見陳述順等については、意見陳述の申込み者の御希望を参考に、事務局において決定することとします。

上記の通り決定した意見陳述順も含めた当日のプログラムについては、後日公表します。なお、意見陳述の申込み者に対しては、別途、事務局より、意見陳述の可否及び日時、順番、会場等について御連絡いたします。

(4) 公開ヒアリングの傍聴について

当日の傍聴は、会場の収容人員が許す限り、原則自由とさせていただきますが、傍聴希望者が多数の場合には、会場の都合で制限させていただくこともありますので、あらかじめ御了承下さい。

方法 公開ヒアリングに出席せず、意見を書面で提出する場合

1 意見提出要領

(1) 意見提出方法

別添の申込み様式(意見陳述の場合と共通です。)に必要事項を御記入の上、提出される意見を添えて、FAX又は郵送により意見を提出して下さい。

(2) 注意事項

意見は、邦文で提出して下さい。

必要に応じ、参考資料等を添付して頂いても結構です。

提出頂いた意見及び参考資料等は、HP等で公表させていただきます。

電話による御意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承下さい。

お名前を伏せたい場合は、必ず、匿名希望である旨明記して下さい。

(別紙)

開催地リスト

東京会場

開催日時	場所	お申込み先(担当事務局)	お申込み期限
平成15年 12月15日(月) 16日(火) 18日(木) 19日(金) いずれも、 午前10:00~12:00 又は14:00~16:00	いずれも、 日本郵政公社本社2 階会議室(東京都千 代田区霞が関)	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 農林水産省消費・安全局表 示・規格課 共同会議公開ヒ アリング担当 Fax:03-3502-0594	平成15年 12月 3日(水)

地域会場

開催地	開催日時	場所	お申込み先	お申込み期限
札幌	平成16年 1月20日(火) 13:30~15:30	ホテル KKR 札幌5階 丹頂 札幌市中央区北4条 西5丁目 011-231-6711	060-0004 札幌市中央区北4 条西17丁目19-6 北海道農政事務所消費・安全 部表示・規格課総括係 Fax:011-613-3795	平成15年 12月 19日(金)
仙台	平成16年 1月19日(月) 13:00~15:00	仙台合同庁舎8階第 2会議室 仙台市青葉区本町 3-3-1	980-0014 仙台市青葉区本 町3-3-1 東北農政局消費・安全部表 示・規格課公開ヒアリング担 当(総括係) Fax:022-217-8432	平成15年 12月 19日(金)
金沢	平成16年 1月20日(火) 13:30~15:30	金沢広坂合同庁舎1 階大会議室 金沢市広坂2-2-60	920-8556 金沢市広坂2-2-60 北陸農政局消費・安全部表 示・規格課指導係 Fax:076-261-9523	平成15年 12月 19日(金)

名古屋	平成 16 年 1 月 3 0 日 (金) 午後	東海農政局第 1、第 2 会議室 名古屋市中区三の丸 1-2-2	460-8516 名古屋市中区三 の丸 1-2-2 東海農政局消費・安全部表 示・規格課 Fax:052-220-1362	平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日 (水)
大阪	平成 16 年 2 月 3 日 (火) 13:30 ~ 16:30	大阪合同庁舎 1 号館 第 1 別館 3 階第 4 会 議室 大阪市中央区大手前 1-5-44	602-8054 京都市上京区西 洞院通下長者町下ル丁子風 呂町 102 近畿農政局消費・安全部表 示・規格課総括係 Fax:075-417-2149	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 (金)
徳島	平成 16 年 1 月 2 8 日 (水) 16:00 ~ 17:00	アスティ徳島第 1 特 別会議室 徳島市山城町東浜傍 示	700-8532 岡山市下石井 1-4-1 中国四国農政局消費・安全部 表示・規格課指導係 Fax:086-224-4530	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 (金)
福岡	平成 16 年 1 月 2 8 日 (水) 14:00 ~ 16:00	福岡合同庁舎別館大 会議室 福岡市博多区博多駅 東 2-11-1	860-8527 熊本市二の丸 1-2 九州農政局消費・安全部表 示・規格課指導係 Fax:096-359-0735	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 (金)
那覇	平成 16 年 1 月 3 0 日 (金) 時間未定	沖縄産業支援センタ ー 那覇市小祿 1831-1	900-0036 那覇市西 2-16-6 沖縄総合事務局農林水産部 消費・安全課表示・規格班指 導係 Fax:098-866-0671	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 (金)

印の会場については、「食品表示地域フォーラム」((社) 日本農林規格協会、各地方農政局等主催) と同時開催です。

(参考)

原料原産地表示の義務表示対象品目選定に係る関連スケジュール

(平成 15 年)

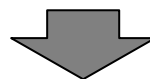
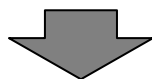
8月6日 共同会議報告書公表(～9/5 パブリックコメント募集)
8～10月 事務局において、品目群リストの検討

(11月12日 第12回共同会議(東京))

同日 品目群リストの公表

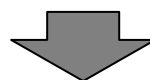
(同リストに対する意見陳述希望者等募集開始)
パブリックコメント結果公表

(12月17日 第13回共同会議(東京))

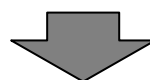
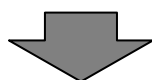


12月3日
東京会場意見陳述募集締切り

12月19日(名古屋会場は24日)
各地域会場意見陳述募集締切り

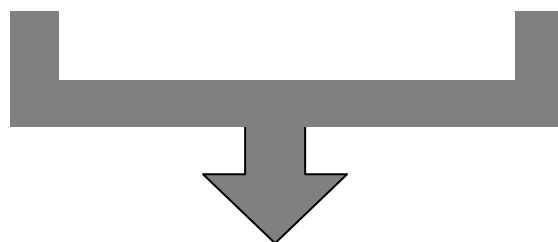


(公開ヒアリングの会場ごとのプログラム等確定、公表)



12月15日～19日
公開ヒアリング(東京会場)

1月～2月初旬
公開ヒアリング(地方会場)(各地)



(平成 16 年)

3月頃 共同会議において、品質表示基準改正案を審議
(対象品目の最終決定)

公開ヒアリングにおける意見陳述等の申込み

(いずれかの に必ずチェックしてください)

「公開ヒアリング」における意見陳述を希望する
書面による意見の提出のみ

1. 意見陳述者（意見提出者）名の登録

意見陳述又は意見提出者のお名前 ¹ (ふりがな)	()
--	-----

匿名を希望する（書面による意見の提出の場合のみ）

住所	〒
電話番号	- -
FAX 番号	- -
メールアドレス	@
担当者のお名前（役職） ²	()

1 「意見陳述又は意見提出者のお名前」の欄には、その意見を述べる主体の名前（個人としての意見を述べる場合は個人名、企業・団体等組織として意見を述べる場合は企業・団体名）を御記入下さい。

2 個人の場合は、記入不要です。

2 . 希望する会場の場所と日時

(記入要領)

意見の書面による提出のみを希望する場合は、このページの記入は不要です。

意見陳述を希望する場合、希望する会場・日時の左のボックス(~) に 印を御記入下さい。

第3希望まで記入可能です。その場合、

第1希望・・・

第2希望・・・

第3希望・・・

の記号でご記入下さい。

御希望の会場により、申込みの宛先及び期限が異なります。詳しくは、別紙の開催地リストを御覧下さい。複数の会場を希望する場合は、いずれか1つの宛先に最も早い期限までにお申込み下さい(例：東京会場と仙台会場を希望する場合、東京又は仙台のいずれかの宛先に、平成15年12月3日までにお申込み下さい。)

東京会場

	12月15日(月)	午前	日本郵政公社本社2階共用会議室	
		午後		
	16日(火)	午前		
		午後		
	18日(木)	午前		
		午後		
	19日(金)	午前		
		午後		↓

地域会場

	札幌	1月20日(火) 13:30~15:30	ホテル KKR 札幌 5階丹頂 (札幌市)
	仙台	1月19日(月) 13:00~15:00	仙台合同庁舎8階第2会議室 (仙台市)

	金沢	1月20日(火)午後 13:30~15:30	金沢広坂合同庁舎1階大会議室 (金沢市)
	名古屋	1月30日(金) 午後	東海農政局第1、第2会議室 (名古屋市)
	大阪	2月3日(火) 13:30~16:30	大阪合同庁舎1号館第1別館3階 第4会議室 (大阪市)
	徳島	1月28日(水) 16:00~17:00	アスティ徳島第1特別会議室 (徳島市)
	福岡	1月28日(水) 14:00~16:00	福岡合同庁舎別館大会議室 (福岡市)
	那覇	1月30日(金) 時間未定	沖縄産業支援センター (那覇市)

印は、「食品表示地域フォーラム」((社)日本農林規格協会、各地方農政局等主催)と同時開催です。

3 . 意見陳述の要旨 (又は書面による意見提出)

公開ヒアリングにおける意見陳述及び書面による意見提出共通の様式です。

意見陳述の要旨、意見提出いずれの場合にも、必ずしもこの様式に従う必要はありませんが、意見陳述の要旨の場合には、おおむね A 4 版 1 枚に収まるようにして下さい。

「氏名又は団体名」の欄には、「 1 . 意見陳述者 (意見提出者) 名の登録」で記入した「意見陳述又は意見提出者のお名前」と同じものを御記入下さい。

氏名又は団体名 :
御関心のある品目 :
・
・
・
(A 4 版 1 枚程度)